

# 令和6年度 稲沢市不妊治療費補助制度のご案内

## 1. 対象者

申請日において下記のア～エをすべて満たすかた

ア：夫婦の一方または双方が稲沢市に住所を有しているかた

※夫婦で住民票を別にしており、本市以外で補助を受けた場合、本市で申請はできません。

イ：婚姻届を出している夫婦、または事実婚の夫婦であることが確認できるかた

ウ：医療機関保健各法による被保険者もしくは被扶養者であるかた

エ：医療機関によって不妊治療が必要であると認められたかた

## 2. 対象の治療

・一般不妊治療(不妊検査・一般不妊治療および人工授精等)の保険適用分

・生殖補助医療(体外受精、顕微授精、男性不妊の手術、胚移植等)の保険適用分

※文書料・個室料など治療に直接関係のない費用や、保険外診療の医療費(先進医療の技術料など)は対象外です。

※稲沢市在住中に受けた治療が対象です。転入前・転出後に受けた治療は対象外です。

## 3. 補助額

年度ごとの申請分(令和6年3月から令和7年2月)の治療費のうち、保険適用分の自己負担額の全額(上限25万円)

※自己負担額とは高額療養費制度や付加給付金制度により補助された金額を控除した額です。

高額療養費用制度：医療費の家計負担が重くならないよう、医療機関や薬局の窓口で支払う医療費がひと月で上限額を超えた場合、その超えた額を支給する制度。

付加給付金制度：保険組合等で独自に決めた限度額を超過した費用が支給される制度。高額療養費制度に上乗せして給付されるもの。

## 4. 申請期間

**令和6年4月1日(月)～令和7年3月18日(金)** (令和6年3月～令和7年2月までの診療分)

※期限を過ぎると受付できませんのでご注意ください。

※稲沢市から転出する場合は、必ず**転出前**に申請をしてください。

また、申請は、申請期間内につき原則1回までとなります。(期間内の分割での申請はご遠慮ください。)やむを得ず、申請が2回になる場合には、事前に保健センターまでご相談ください。

補助期間に制限はありませんが申請期間毎(年度ごと)に申請が必要になります。

**5. 申請に必要な書類等** (□)は該当者のみ必要な書類になります。

提出書類・持ち物	注意事項
<input type="checkbox"/> 稲沢市不妊治療費補助金交付申請書(様式第1)	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/> 稲沢市不妊治療費補助金事業に関する同意書(様式第1の2)	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/> 稲沢市不妊治療費補助事業受診等証明書(様式第2)	医療機関に作成を依頼してください。 医療機関によって文書料がかかります。作成までに1~2週間、もしくはそれ以上の期間を要する場合があります。早めに医療機関に作成を依頼してください。
<input type="checkbox"/> 稲沢市不妊治療費補助金交付請求書(様式第5)	記入例を参照してください。
<input type="checkbox"/> 対象治療の領収書・明細書(原本)	ホチキスなどは外し、領収書と明細書をセットにし、日付順に並べて提出してください。 提出していただいた領収書等はお返ししませんので、必要なかたは自身でコピーをしてください。
<input type="checkbox"/> 夫と妻の健康保険証(原本)	治療途中で保険証が変わった場合はQ&A2.を参照してください。
<input type="checkbox"/> 振込先の預金通帳	<u>申請者の口座名義</u> の通帳 エコ通帳等の場合は、銀行名・支店名・口座名義人・口座番号がわかる画面のコピーを提出してください。
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本(原本)	3か月以内に交付されたものに限りです。
(□)事実婚関係の夫婦に関する申立書(様式第3)	事実婚関係のご夫婦のかたのみ
(□)住民票	夫または妻が稲沢市外に住民票があるかた
(□)高額療養費限度額適用認定証	保険組合より高額療養費限度額適用認定証が発行されているかた
(□)高額療養費・付加給付金の支給決定通知書	高額療養費や付加給付金が支給されたかた (加入している保険組合等により発行されるものです。) (コピーをして原本は返却します。)
(□)高額療養費・付加給付金該当月の不妊治療以外の領収書・明細書	高額療養費や付加給付金が支給されたかたのうち、申請する不妊治療以外の診療を、同じ月で受診されたかた (コピーをして原本は返却します。) ※不妊治療に対しての還付割合を把握するためです。詳細は Q&A5.6.をご参照ください。

※令和6年秋ごろ、現行の健康保険証が廃止されることにより、必要書類が変更となる場合があります。  
最新情報は稲沢市ホームページにて確認をお願いします。

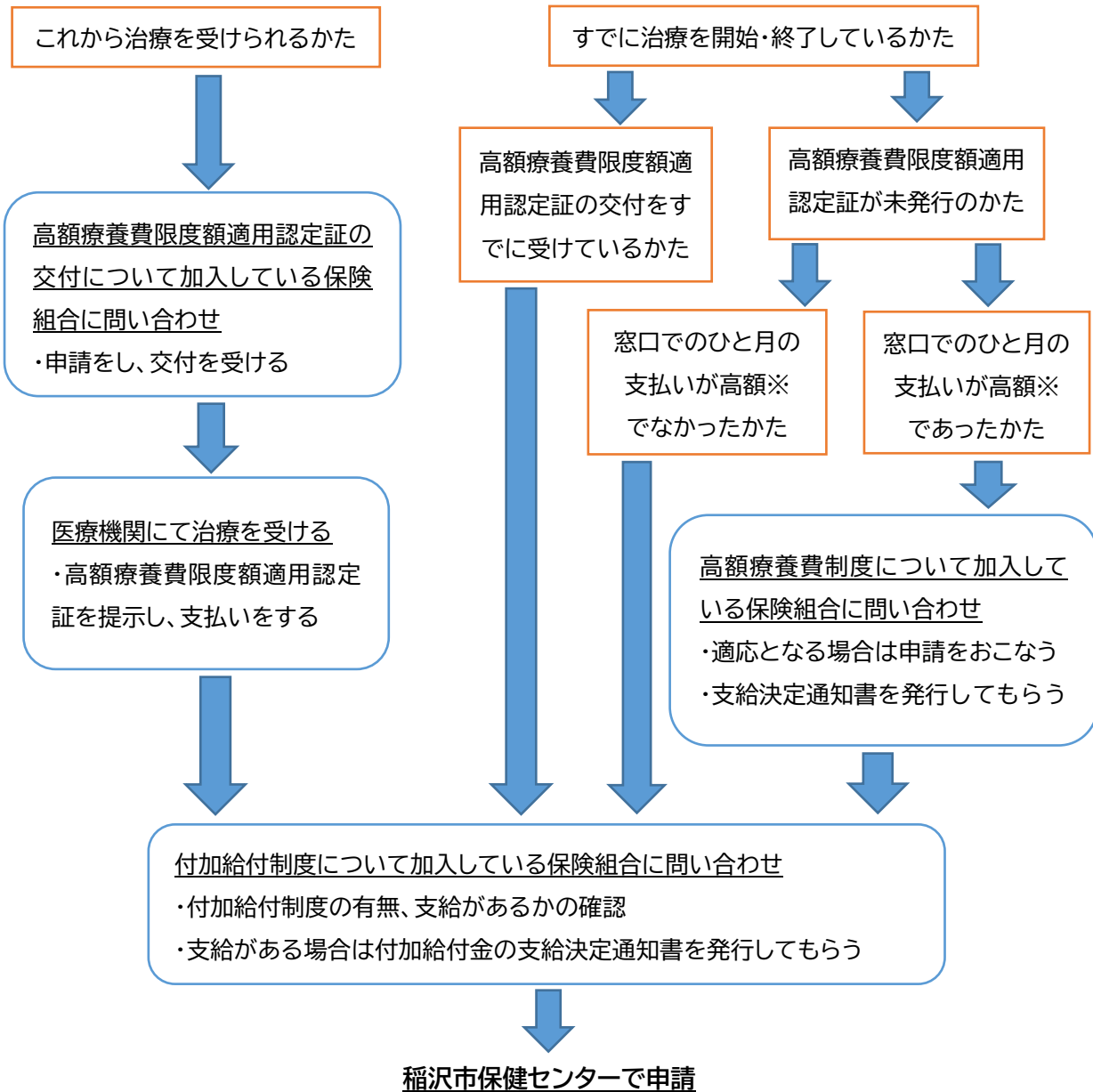
## 6. 生殖補助医療を受ける予定のあるかた、受けたかたの申請の流れ

(一般不妊治療のみでもひと月の支払いが高額※になる可能性のあるかた、高額になったかた)

ひと月の支払いが高額※…ひと月の支払いが57,600円以上(扶養になっているかたは21,000円以上)。

あくまでも目安のため、収入によって金額は異なります。

ご自身で保険組合へご確認ください。



「高額療養費限度額適用認定証」がないまま、高額な医療費を払い続けると、申請のために必要な続きが増え、4か月程度不妊治療費補助金の支払いが遅れます。1か月の医療費が高額になることが予想される場合、「高額療養費限度額適用認定証」を申請してください。

## 7. 補助金の支払い

申請書類を審査したうえで、決定した補助額については、書類を受理した日から 1~2 か月の間に、稲沢市不妊治療費補助金交付決定通知書でお知らせます。その後、指定していただいた振込先へお支払いします。

ひと月の支払いが 57,600 円以上(どちらかが扶養になっている場合は 21,000 円以上)の場合は高額療養費制度、付加給付制度へ該当する可能性があります。同意書に基づき、ご加入の保険組合等に、高額療養費等の支給の対象となるか確認させていただく場合があります。確認後、支給があった場合は、その額を控除して補助金を支払います。

## 8. 注意事項

- ・ 確定申告で医療費控除を受けられるかたは、必ず確定申告の前に、保健センターに申請してください。なお、補助額の確定に時間を要しますので、早めの申請をお願いします。
- ・ 申請期限間際は、混み合いますので、治療が終了次第、早めに申請してください。  
(申請のタイミング：妊娠、当該年度の治療終了時、転出前)
- ・ 申請の際は、書類の不備や確認作業、問い合わせなどにより時間を要する場合があります。(申請内容や混雑状況によっては 30 分~60 分程度)
- ・ 審査をして、対象外のものがあつた場合には、ご連絡いたしますので、日中つながる電話番号を申請書にご記入ください。

## 9. 申請場所・問い合わせ先

- ・ 稲沢市保健センター 稲沢市稲沢町前田 365 番地 16 TEL：0587-21-2300 (平日 8:30~17:00)  
※お問い合わせについてはこちらまでお願いします。
- ・ 稲沢市保健センター祖父江支所 稲沢市祖父江町山崎鶴塚 275 番地 1  
TEL：0587-97-7000 (平日 8:30~17:00)



## Q & A

Q1. 妊娠したため、不妊治療の補助金の申請をしました。しかし、その後流産をしたため、不妊治療を再開しました。その場合、補助はどのようになりますか。

A1. 一度保健センターまでご相談ください。

Q2. 治療の途中で、転職等により、保険証が変わります。

A2. 変更前の保険証を使って治療を受けた場合は、変更前の保険証の写しと変更後(現在)の保険証をお持ちください。(理由：高額療養費等について、保険者に問い合わせる場合があるため。)

Q3. 付加給付金があるのかどうか、わかりません。

A3. ご自身が加入している保険の保険者(保険証の発行元)にお問い合わせください。給付がある場合は、金額が分かる書類の提出が必要になります。申請書と一緒に、付加給付金の書類の提出が難しい場合は、申請前に保健センターまでご相談ください。

Q4. 任意で入っている医療保険(生命保険等)で、給付金があるのですが、補助額に影響はありますか。

A4. ありません。ただし、ご加入の保険組合(保険証の発行元)から付加給付を受けている場合は、補助の対象外となります。

Q5. 不妊治療をしながら、ほかの医療機関を受診しました。ほかの医療機関での診療分も含めて、給付金等があった場合、補助金額に影響はありますか。

A5. 高額療養費は月単位で返ってくるため、不妊治療費として、いくら還付されているのかを確認する必要があります。ご自身が加入されている保険組合に、ほかの医療機関での医療費を確認していただき、領収書・明細書を申請時にお持ちください。

Q6. 高額療養費・付加給付金該当月の不妊治療以外の診療の領収書・明細書を紛失してしまい、提出できません。

A6. 書類がなくても不妊治療の補助金申請は可能ですが、提出がない場合は給付された額をそのまま控除します。(補助金額が少なくなる可能性があります。)

Q7. 複数の医療機関で治療しましたが、申請はできますか。

A7. 申請可能ですが、稲沢市不妊治療費補助事業受診等証明書(様式第2)のみそれぞれの医療機関で作成していただく必要があります。窓口で追加の用紙をお渡ししますのでお声がけください。稲沢市ホームページ(ページID: 2276)よりダウンロードすることも可能です。